（食事療養標準負担額減額に関する特例）

**第九十九条の三**　［略］

２　［略］

一　組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員等記号・番号又は個人番号

［二～五　略］

（生活療養標準負担額減額に関する特例）

**第九十九条の四**　［略］

２　［略］

一　組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員等記号・番号又は個人番号

［二～五　略］

（療養費）

**第百二条**　［略］

一　組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員等記号・番号又は個人番号

二　療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給を受けることができなかつた理由

［三～六　略］

２　［略］

（訪問看護療養費）

**第百二条の二**　指定訪問看護事業者から訪問看護療養費に係る指定訪問看護を受けようとする者は、電子資格確認によることができないときは、資格確認書を当該指定訪問看護事業者に提出し、又は提示するものとする。

２　法第五十五条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける組合員が、指定訪問看護事業者に第九十九条第二項第一号に掲げる方法により組合員であることの確認を受けるときは、資格確認書に高齢受給者証を添えるものとする。ただし、当該指定訪問看護事業者において、当該組合員が法第五十五条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受けることの確認を行うことができるときは、この限りでない。

（移送費）

**第百三条**　［略］

一　組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員等記号・番号又は個人番号

［二～六　略］

（特別療養証明書）

**第百四条**　［略］

［２・３　略］

４　第九十条、第九十一条、第九十三条第二項、第九十四条、第九十九条第二項、第九十九条の三及び第百二条の二第一項の規定は、法第五十九条第一項の規定の適用を受ける者について準用する。この場合において、第九十一条第一項中「することができる」とあるのは「しなければならない」と、第九十三条第二項中「前項の資格喪失の原因が組合員の死亡であるとき、又は同項」とあるのは「第百四条第三項」と、「受けるべき者」とあるのは「受けるべき者（その者がない場合には埋葬を行つた者）」と、第九十四条中「資格確認書整理簿」とあるのは「特別療養証明書整理簿」と、第九十九条第二項第一号中「資格確認書」とあるのは「特別療養証明書」と、同項第三号中「組合員」とあるのは「法第五十九条第一項の規定の適用を受ける者」と、第百二条の二第一項中「資格確認書」とあるのは「特別療養証明書」とする。

（食事療養標準負担額減額に関する特例）

**第九十九条の三**　［同上］

２　［同上］

一　組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［二～五　同上］

（生活療養標準負担額減額に関する特例）

**第九十九条の四**　［同上］

２　［同上］

一　組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［二～五　同上］

（療養費）

**第百二条**　［同上］

一　組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

二　組合員証を使用しなかつた理由

［三～六　同上］

２　［同上］

（訪問看護療養費）

**第百二条の二**　指定訪問看護事業者から訪問看護療養費に係る指定訪問看護を受けようとする者は、電子資格確認によることができないときは、組合員証を当該指定訪問看護事業者に提出するものとする。

２　法第五十五条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける組合員が、指定訪問看護事業者に組合員証を提出する方法により組合員であることの確認を受けるときは、組合員証に高齢受給者証を添えて提出するものとする。ただし、当該指定訪問看護事業者において、当該組合員が法第五十五条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受けることの確認を行うことができるときは、この限りでない。

（移送費）

**第百三条**　［同上］

一　組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［二～六　同上］

（特別療養証明書）

**第百四条**　［同上］

［２・３　同上］

４　第九十条、第九十一条、第九十三条第二項、第九十四条、第九十九条第二項、第九十九条の三及び第百二条の二第一項の規定は、法第五十九条第一項の規定の適用を受ける者について準用する。この場合において、第九十三条第二項中「前項の資格喪失の原因が死亡である場合又は同項」とあるのは「第百四条第三項」と、「受けるべき者」とあるのは「受けるべき者（その者がない場合には埋葬を行つた者）」と、第九十四条中「組合員証整理簿」とあるのは「特別療養証明書整理簿」と、第九十九条第二項第一号中「組合員証」とあるのは「特別療養証明書」と、同項第三号中「組合員の」とあるのは「法第五十九条第一項の規定の適用を受ける者の」と、第百二条の二第一項中「組合員証」とあるのは「特別療養証明書」とする。